

## 2 宗教法人になれる条件とは。

電話による問い合わせです。

- ・「宗教法人を作りたいのですが、どういう手続をしたらいいですか？」
- ・「すでに宗教活動をしていて、門徒さんや礼拝施設もあるわけですね。」
- ・「いや、これからです。以前から宗教には興味があったんですが、最近、退職して暇もできたので、これから宗教法人を始めたいのです。」

これでは、まだ、宗教法人の設立は無理です。

もちろん、憲法で信教の自由が保障されていますから、宗教活動を始めることは自由です。

しかし、宗教法人になるためには、その前提として、宗教法人法にいう宗教団体がすでに存在し、現に活動していなければなりません。

では、宗教法人法にいう宗教団体とはどんなものでしょうか。

### 宗教団体の要件

- 教義をひろめる 宗教なら、当然、教義があるはずですが、また、単にあればいというのではなく、それを人々にひろめる活動をしていなければなりません。
- 儀式行事を行う 宗教活動の一環として、日頃から儀式行事が行われていなければなりません。
- 信者を教化育成する 教義の宣布によって門信徒の教化が行われ、門徒名簿等も備わっていないとできません。
- 礼拝の施設を備える 邸内施設ではなく、公開性を有する礼拝の施設がなければなりません。

**第二条** この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

**第四条** 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

これらの要件は、宗教法人が存続するための条件でもあります。ですから、すでに宗教法人となつていても、これらの要件のいずれかが欠けた場合には、すみやかに再建するか、さもなければ法人を解散する必要があります。

※ 最近、宗教活動とは関わりのない者から、宗教団体の要件を満たしたとして、宗教法人の設立申請をする動きが一部にみられるとのことであります。

しかし、宗教法人法でいう宗教団体とは、何も無いところから一朝一夕に生まれるものではなく、いくら形式的には要件が整っているように見えても、実際に団体としての実体がなく、独自の活動実績がない場合は宗教法人にはなれません。

#### 包括宗教団体

神社、寺院、教会等は、このような要件を備えて初めて宗教法人になることができる宗教団体です。このほか宗教団体には、神社、寺院、教会等を包括する教派、宗派、教団等の宗教団体があり、こうした団体も同様に宗教法人になることができます。包括宗教団体に包括される宗教法人は、規則の定めにより、包括宗教団体の承認等を受けて事務を進めなければならない場合もあります。